

# 函館市日乃出いこいの家管理要領

## 1, 趣 旨

函館市日乃出いこいの家の条例および同条例施行規則に定めるもののほか、円滑な管理と効率的な利用を期するためこの要領を定める。

## 2, 使用対象施設

函館市日乃出いこいの家保養室

## 3, 開館時間以外の使用の許可

- (1) 市内に在住する個人または団体が社会福祉，老人福祉およびそれに類似する行為を目的として使用するとき。
- (2) 前項に定めるもののほか，市長が特に必要と認めるとき。
- (3) 使用の時間は，正午から午後3時までの間とする。

## 4, 使用許可の申込

使用の許可を受けようとする者は，市長に別紙様式の使用申込を提出しなければならない。

ただし，市長は使用の許可をする場合において，函館市日乃出いこいの家の管理上必要があると認めたときは，条件を付することができる。

## 5, 許 可 書

市長は使用を許可したときは，別紙様式の使用許可書を交付する。

## 6. 使用の拒否または退館

市長は、函館市日乃出いこいの家条例またはこれに基づく規則で定めるもののほか、使用者が次の一に該当すると認めた場合は使用を拒否し、または退館させることができる。

- (1) 建物、付属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理人の指示に従わないとき。
- (3) 使用申込書の申告に偽りがあるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められたとき。

## 7. 原状回復

使用者は、使用後直ちにその場所を原状に回復して返還しなければならない。

## 附 則

この要領は、平成6年3月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

函館市日乃出いこいの家使用申込書

令和 年 月 日

函館市長 様

住 所

申請者 団体名

責任者名

電 話

使用日時	令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
使用目的	
使用人員	男 名 女 名 合計 名
備 考	

函館市日乃出いこいの家使用許可書

令和 年 月 日

様

函館市長

使用日時	令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
使用目的	
使用人員	男 名 女 名 合計 名
備 考	